

## 第 章 ガイドラインの策定にあたって

### - 1 . ガイドラインの位置づけ

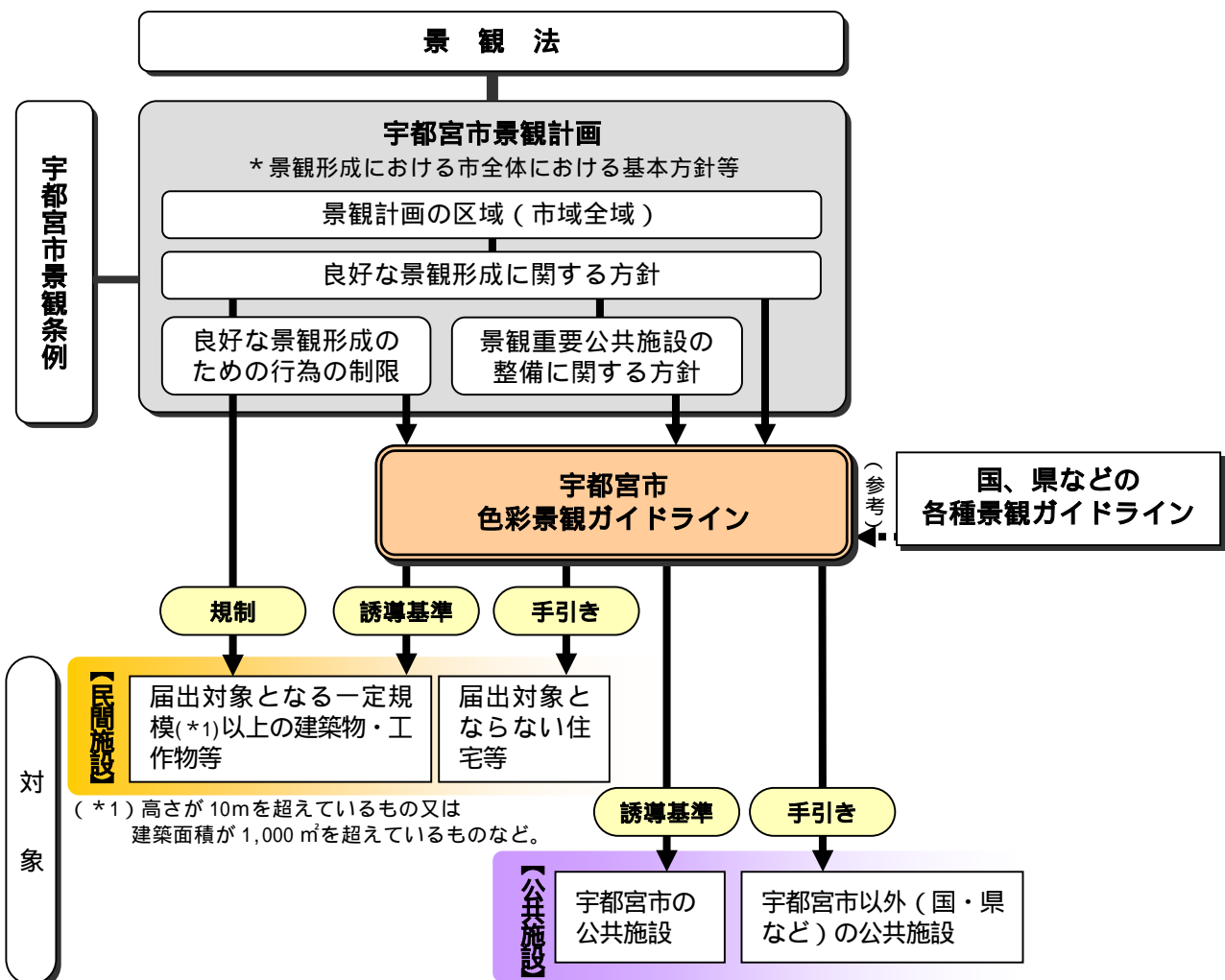
#### ( 1 ) ガイドラインの目的

本市では、「宇都宮市景観計画」を策定し、「宇都宮らしい美しい都市景観の形成」を基本目標として、魅力ある景観づくりを進めています。美しい景観を創る上で「色彩の調和」は重要なポイントであり、自然地では自然の緑と建築物等の色彩の調和、市街地では街並みを形成する建築物同士の調和などによって、地域特性に応じた美しい景観が創出されていきます。

そこで、本ガイドラインでは、景観計画に示された「周辺に調和した色彩」をより具体的にするため、地域の景観特性に調和した「望ましい色彩」を示し、一定規模以上の建築物等の届出時における色彩に関する協議指針として、また届出対象とならない一般住宅を建築する際の色彩検討の手引きとして活用いただける内容とします。

また、地域の景観形成の先導的役割を担う建築物や土木構造物などの公共施設についても色彩選定の考え方や具体的な推奨色等を紹介し、公共施設の色彩を検討する際の誘導基準や手引きとします。

このガイドラインを活用することにより、市民・事業者・行政が連携・協力しながら、宇都宮らしい色彩景観を目指していきます。



(2) ガイドラインの対象

[対象地区は...]

宇都宮市全域を対象とします。

[対象施設は...]

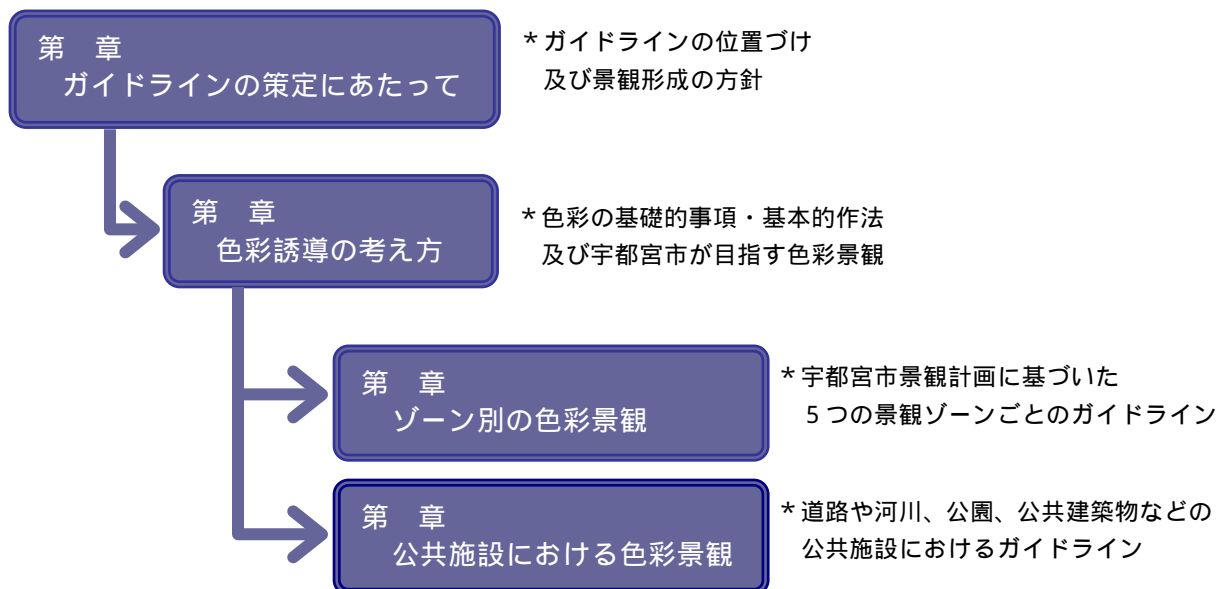
原則、全ての建築物や土木構造物及びサイン・広告物やストリートファニチャー(\*)などの工作物を対象とします。

(\*)ストリートファニチャー：  
街灯、ベンチ、電話ボックスなど、  
街路に置かれる小工作物



(3) ガイドラインの構成

本ガイドラインは、以下のような構成とします。



## - 2 . 本市の景観形成の方針

平成 19 年 9 月に「宇都宮市景観計画」が策定され、本市の景観形成の目標や方針が示されています。本ガイドラインは、この計画に基づき、色彩に関する事項を整理したものです。

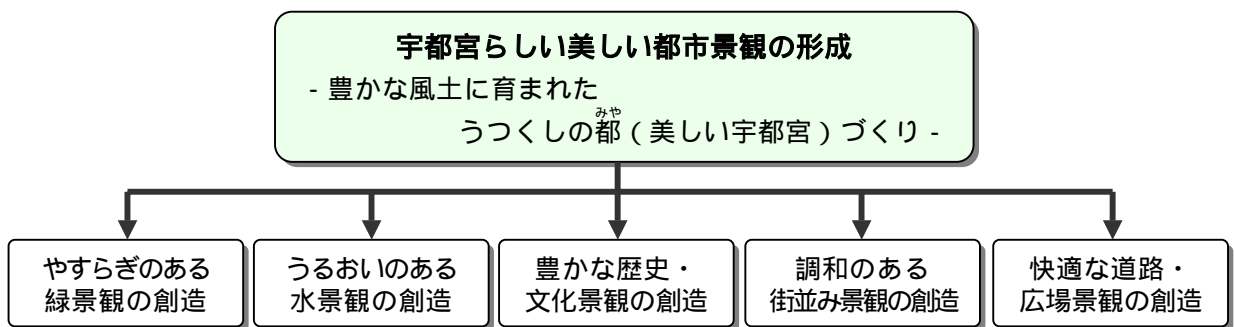
### ( 1 ) 宇都宮市景観計画

#### [ 景観計画の区域 ]

市全域を景観計画の区域とし、地域特性に応じた良好な景観形成を進めることとしています。また、特にきめ細かな景観形成が必要な区域を地域住民等の意見を聴きながら「景観形成重点地区」や「景観形成推進地区」に指定し、誇れる景観の形成を目指すこととしています。

#### [ 良好な景観形成に関する方針 ]

本市における景観形成の基本目標や5つの基本方針が述べられています。



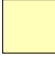
#### [ 地域別の景観形成方針 ]

景観計画では、総合計画や都市計画マスタープランにおける地域別計画等を踏まえ、本市を6の地域に区分するとともに、景観特性に関係の深い「自然」や「土地利用」の状況から、5つの景観ゾーンに分け、景観形成の方針を示しています。( P.5～6 に景観形成方針のうち、色彩に関する部分のみ抜粋 )



[ゾーン別の景観形成方針](色彩に関する部分のみを要約)

	 山地丘陵景観ゾーン	 田園集落景観ゾーン
<b>景観特性</b>	北部・北西部の山々と、山並みが市街地に伸びた宇都宮丘陵からなるゾーンで、本市の北面の山並みや市街地の緑の景観を形成するゾーン	鬼怒川、田川、姿川の周囲に広がる田園、鬼怒川東側や北西部山並みのすそ野に広がる田畑・果樹園、北西部地域の山あい広がる田園からなるゾーンで、田園風景の中に集落や平地林が点在するゾーン
<b>北西部地域</b>	<p>【自然と親しめる山地丘陵景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山並みの景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> </ul>	<p>【のどかさを感じさせる田園集落景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>田園景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>山並みの景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>大谷の景観を阻害する色やデザインの建築物や工作物の抑制及び大谷のまちをイメージさせる建築物や工作物への大谷石の利用の促進</li> </ul>
<b>中央地域</b>	<p>【宇都宮丘陵の山地丘陵景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丘陵景観を阻害する色やデザインの建築物の抑制</li> <li>道路等からの眺望に配慮し、丘陵景観を阻害する色やデザインの商業施設や広告物の抑制</li> </ul>	<p>【豊郷の田園集落景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>田園集落を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>丘陵への眺望を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> </ul>
<b>東部地域</b>		<p>【鬼怒川の豊かな恵みをうける田園集落景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>田園景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>河川景観を阻害する色、デザインの建築物の抑制</li> </ul>
<b>南部地域</b>		<p>【田川、姿川沿いに広がる南部の田園集落景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>田園景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> </ul>
<b>上河内地域</b>	<p>【上河内地域の山地丘陵景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山並みの景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>のどかさや懐かしさを感じさせる、楽しみながら山並みを回遊する道路沿道の景観づくり</li> <li>丘陵景観を阻害する色やデザインの建築物の抑制</li> <li>道路等からの眺望に配慮し、丘陵景観を阻害する色やデザインの商業施設や広告物の抑制</li> </ul>	<p>【上河内地域の田園集落景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>田園景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>休耕田の魅力的な景観創出の促進</li> </ul>
<b>河内地域</b>	<p>【河内地域の山地丘陵景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丘陵景観を阻害する色やデザインの建築物の抑制</li> <li>道路等からの眺望に配慮し、丘陵景観を阻害する色やデザインの商業施設や広告物の抑制</li> </ul>	<p>【河内地域の田園集落景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>田園景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>休耕田の魅力的な景観創出の促進</li> </ul>

	 住宅地景観ゾーン	 都心景観ゾーン	 工業流通景観ゾーン
景観特性	市街化区域内のゾーンで、住宅地または住宅と店舗等との混在するゾーン	都心環状線の内側のゾーンで、古くから宇都宮市の中心として栄え、JR宇都宮駅等の市の玄関口を有し、また、商業・業務の中枢をなすゾーン	大規模な工業団地やまとまった工場群、宇都宮市中央卸売市場が立地する地区及びテクノポリスセンター地区・東谷中島地区からなるゾーン
北西部地域	<p>【駒生や宝木の住宅地景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧街道の趣ある景観を阻害する色やデザインの建築物の抑制及び屋外広告物の色や大きさ、デザインの規制</li> <li>・落ち着いた住宅地としての集合住宅のデザインの工夫</li> </ul>		
中央地域	<p>【快適な市街地の住宅地景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路沿道の景観を阻害する広告物の抑制</li> <li>・落ち着いた住宅地としての集合住宅のデザインの工夫</li> <li>・周辺に圧迫感を与えない色やデザインを用いた中高層住宅の建設の促進</li> </ul>	<p>【宇都宮の「顔」となっている都心景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道景観を阻害する広告物の抑制とデザイン、色彩、形状の整った広告物の設置の促進</li> <li>・大通りなどにおける統一感のある建築物や広告物の設置</li> <li>・ショーウィンドー、建築物、橋、街路樹へのライトアップの促進</li> </ul>	<p>【宇都宮の産業を支える工業流通景観ゾーン】</p> <p>( 色彩に関する事項なし )</p>
東部地域	<p>【東部の良好な住宅地景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた住宅地としての集合住宅のデザインの工夫</li> <li>・面整備にあわせた快適な街並み形成の促進</li> </ul>		<p>【近代的な工業流通景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の新たな都市拠点地区にふさわしい魅力的な街並み整備の促進</li> </ul>
南部地域	<p>【南部の快適な住宅地景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた住宅地としての集合住宅のデザインの工夫</li> <li>・南部地域の拠点として魅力ある雀宮駅周辺の街並み形成の促進</li> </ul>		<p>【南部地域の工業流通景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南の玄関口にふさわしい魅力的な街並みの形成</li> </ul>
上河内地域	<p>【上河内地域の住宅地景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩に配慮した落ち着いた住宅地内の建築物の建設の促進</li> <li>・集合住宅のデザインの工夫</li> <li>・面整備にあわせた快適な街並み形成の促進</li> </ul>		
河内地域	<p>【河内地域の住宅地景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩に配慮した落ち着いた住宅地内の建築物の建設の促進</li> <li>・集合住宅のデザインの工夫</li> <li>・面整備にあわせた快適な街並み形成の促進</li> </ul>		<p>【河内地域の工業流通景観ゾーン】</p> <p>( 色彩に関する事項なし )</p>

[ 良好な景観形成のための行為の制限 ]

以下の規模に該当する行為については、景観法に基づく届出を行うこととなっています。また、行為の制限については、建築物の屋根や外壁において、色彩の制限が設けられています。

**《届出対象行為》**

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更

高さが 10m を超えるものまたは建築面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超えるもの

工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更

高さが 10m を超える煙突、広告塔など

都市計画法で規定する開発行為

当該行為の土地の区域の面積が 10,000 m<sup>2</sup> を超えるもの



**《行為の制限》**

項 目		行為の制限 ( 色彩に関する事項のみ )
外部空間	駐車場 サービスヤード	・立体駐車場は建築物と一体的なデザインとし、街並みに調和させる。
	前面空地	・壁面後退をできるだけ行い、通りと一体となる開放的な空間を創り、特に建物の低層部分は街並みに応じたデザインで工夫する。
建築要素	屋根	・周辺に調和する形状、材質、色などを選択し、彩度を抑える。(彩度3以下)
	外壁	・周辺の街並みに応じたデザインとし、色調についても周辺になじむよう、彩度を抑え(彩度3以下) 落ち着いたものとする。
	外階段	・建築物本体との一体感や調和を考慮したデザインとする。
付属施設等	広告物 サイン類	・大きさ、色、形状などに配慮し、建築物との一体性を考慮したデザインとする。
	屋外照明	・商店街等は、賑わいを高める照明や建築物のライトアップなど、多様な照明方法を用いて効果的な演出を行う。 ・住宅街等は落ち着いた照明とする。
工作物等	広告塔、広告板 高架水槽、擁壁等	・周囲の景観に調和した位置、規模、色彩及びデザインとする。

屋外広告物は、宇都宮市屋外広告物条例に基づき設置するものとし、良好な景観形成のため、その表示・掲出には十分な配慮を行う。

また、高さが 10m を超えるもの及び建築物の屋上や外壁面に設置するもので、建築物との高さの合計が 10m を超えるものについては景観に与える影響が大きいことから、色彩やデザインなどについても十分配慮する。

## (2) 公共施設における景観形成

公共施設については、国土交通省の各種景観形成ガイドラインや栃木県公共事業景観形成指針を参考にしながら、色彩に関する配慮事項を整理します。

## [ 国土交通省各種ガイドライン ]

国土交通省では、公共事業における良好な景観形成のための各種ガイドラインを策定しています。以下に、各種ガイドラインにおいて色彩配慮事項が記されている部分を抜粋します。

ガイドライン名	基準等
<b>景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン</b> (道路局)	<p><b>【防護柵の色彩の基本的な考え方】</b></p> <p>鋼製防護柵</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵を設置する道路周辺の基調色がY R系を中心とした色彩の場合には、地域特性や防護柵の形式にあわせて、ダークブラウン（こげ茶色、10YR2.0/1.0程度）、グレーベージュ（薄灰茶色、10YR6.0/1.0程度）、ダークグレー（濃灰色、10YR3.0/0.2程度）を基本とする。</li> <li>・この他、地域特性に応じ、以下のような色彩を候補色に加えることが考えられる。</li> <li>・沿道に立ち並ぶビルの外壁が比較的明るい色彩を基調としているオフィス街や繁華街、開放的で比較的明るい色彩を基調とする海岸部等においては、オフホワイト（乳白色、10YR8.5/0.5程度）を候補色に加える。</li> <li>・10YR系の色彩以外で、自然となじみの深い樹葉色である緑色の防護柵が一定のエリアで設置されている例が見られる。この場合は、比較的明度、彩度の低い色彩とすることが望ましい。</li> </ul> <p>アルミ・ステンレス製防護柵</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素材そのものの色彩を活かすことを基本とする。ただし、周辺景観との調和を図るため、電解着色や焼付塗装等を行う場合で、周辺の基調色がY R系を中心とした色彩の場合は、「鋼製防護柵」で示した色彩を基本とする。</li> </ul> <p>コンクリート製防護柵</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートは経年変化によって色合いが変化し、徐々に景観に馴染んでくる素材のため、塗装は行わず、素材が持つ色彩を活かすことを基本とする。</li> </ul> <p>木製防護柵</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塗装や腐敗処理を行う際は、素材そのものの色彩や木目などが活かされるよう配慮する。</li> </ul> <p><b>【防護柵が設置される構造物との色彩調和】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵が橋梁等の構造物に設置され、かつ当該構造物を眺める主要な視点が道路外部にある場合は、当該構造物を構成する部位の色彩と防護柵の色彩の調和にも配慮する。</li> </ul> <p><b>【防護柵の統一と他施設との調和】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵は連続的に設置される施設であるため、短い区間で複数の形状・色彩の異なる種類を混在させることなく、形状・色彩の統一を図るにより、まとまりある連続的道路空間を形成する。</li> </ul>

ガイドライン名	基準等
<b>住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン</b> (住宅局)	<b>【地域の自然や街並みの色彩を考慮する】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の風景や街並みの色彩は、地域の自然環境や地場の素材などに根ざしたものが多く、それらを考慮して建築物の色彩を検討する必要がある。地域の色彩の調査においては、単に赤、青などの色相だけでなく、彩度、明度及び素材感などについても調査が必要であり、また、石・木材・漆喰・タイルなどの素材感や表面仕上げ、光の当たり方による色の見え方の違いなどにも留意する必要がある。</li> <li>・また、建築物の屋根や外壁にアクセントカラーをつける場合は、その施設や周辺地域の街並み等を考慮し、違和感を生じさせないようにすることが望ましい。</li> </ul>
<b>河川景観ガイドライン</b> (河川局)	<b>【風土的な色彩と素材】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川景観は、自然の営み・人の営みによって形成されるものであり、景観構成要素である河原の石、屋根の瓦等の色彩や素材は、その土地の風土が形になって現れたものとも言える。場のデザインに際しては、この風土を理解し、風土に合った色彩と素材を使うことが大切である。</li> </ul>
<b>砂防関係事業における景観形成ガイドライン</b> (砂防部砂防計画課)	<b>【周辺環境と調和させる工夫】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間経過に伴う明度・彩度の低下が期待できる材料を用いる。表面の着色は、時間経過により色褪せる。このため、材料の持っている特性を活かす工夫が必要である。</li> </ul>
<b>景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)</b> (都市・地域整備局)	<b>【市街地再開発事業における景観形成】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩や素材は都市景観を形成する上で大変重要な要素のひとつである。まちの表情に一定の統一感やアクセントを与え、魅力的な街並みの形成を図るため、街並みの中で違和感のない色彩や仕上げ材を使うことが望ましい。</li> </ul> <b>【街路事業における景観形成】</b> <p>(歩道の舗装)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の舗装材は、歩行環境に相応しい歩きやすいものを用い、それ自体が目立つのではなく、沿道景観と植栽や歩行者が映える色調のものとし、控え目なデザインとすることが望ましい。安易に模様貼りなどを行わず、歩道空間をシンプルなものとするのが基本である。</li> </ul> <p>(歩道に設置する施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道上やその周辺に設置される施設などは、相互に脈絡が感じられる形態、色彩のデザインとすることが望ましい。</li> </ul>

[ 栃木県公共事業景観形成指針 ]

栃木県では、栃木県景観条例に基づく公共事業景観形成指針を策定し、県内の公共事業について、良好な景観形成のための基本的考え方や配慮事項を定めています。以下に、栃木県公共事業景観形成指針における色彩配慮事項について抜粋します。

区 分		指 針
要素別指針	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の基調となる色については、周辺の景観に対して、主張し過ぎないように色彩の選定に努める。</li> <li>・地域固有の歴史及び文化を魅力的に伝える色彩の活用に努める。</li> <li>・アクセント色を導入する場合は、基調色に調和して使用し、施設の個性や魅力を活かすような工夫に努める。</li> </ul>